

【洗濯業】

1 補助対象者について

Q1 補助対象外となる洗濯業はどのようなものですか。コインランドリーは対象となりますか。

A1 洗濯物の受取及び引き渡しのみを行うクリーニング所は対象外です。コインオペレーションクリーニング（いわゆるコインランドリー）開設届出済みの施設は対象となります。申請には、保健所の発行した申請する施設の確認証の写しを添付してください。

Q2 クリーニング所とコインランドリーの両方を経営しています。複数の申請は可能ですか。また、どのように申請すればよいですか。

A2 補助額の範囲（50～300万円）であれば、一事業者が複数の店舗をまとめて申請していただくことは可能です。その場合、店舗毎に申請書類を作成していただく必要はありません。一式まとめてご申請ください。なお、図面等は店舗ごとに作成していただく必要があります。

Q3 洗濯業とその他の業種（飲食業、理美容業、浴場業、製造・卸小売業、宿泊業、観光・体験業）の事業を営んでいます。主たる事業は洗濯業ですが、複数業種をまとめて申請することはできますか。

A3 申請しようとする洗濯業の店舗にその他の業種の店舗等が併設している場合に限り、洗濯業の補助対象メニュー（次頁表参照）の範囲内においてまとめて申請が可能です。なお、併設と認められない場合は補助対象となりません。

※その他の業種とは高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金の対象業種に限ります。

※併設については補助事業全般についてのQ&AのQ3及びQ4を参照してください。

補助対象メニュー

| 業種 | 上限 | 下限 | 対象物品 | | | | |
|-------------------|------|-----|------|-------------|------------|-----|------|
| | | | 照明設備 | 冷蔵・ 冷凍設備 | 洗濯・ 乾燥機 | 給湯器 | ボイラー |
| 飲食店業 | 100万 | 10万 | ○ | ○ | × | × | × |
| 理美容業 | 100万 | 10万 | ○ | × | ○ | ○ | × |
| 洗濯業 | 300万 | 50万 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 浴場業 | 300万 | 50万 | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 製造 卸小売業 | 300万 | 50万 | ○ | ○ | × | × | × |
| 宿泊業 観光業 体験業 | 100万 | 10万 | ○ | ○ | × | ○ | ○ |

2 補助要件・補助対象事業について

Q 4 どのような設備が補助対象になりますか。

A 4 照明設備（LED等）、給湯器、洗濯機、乾燥機、給湯器、ボイラーです。

Q 5 補助対象金額はいくらですか。

A 5 50万円～300万円（消費税相当額除く）です。2/3以内の補助となりますので、対象経費（税抜き）75万円以上の設備・機器の更新から申請が可能です。